

# 平成 25 年度包括外部監査における 「監査の結果」に対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「震災に対する予防、応急対策等防災事業に係る  
財務事務の執行について」

平成 26 年 8 月 25 日  
大 田 区

## 平成25年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況 目次

### 平成25年度における特定の事件（テーマ）

#### 「震災に対する予防、応急対策等防災事業に係る財務事務の執行について」

#### 第2章 防災に関する事務の執行について

##### 第7. 個別防災施策の評価

###### 【目標3 災害時要援護者の安全を確保する】

監査結果 報告書の番号	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
結果1	181	災害時要援護者名簿への登録推進、 個別支援プランの作成	福祉部福祉管理課	1

###### 【目標15 学校避難所を円滑に管理運営する】

監査結果 報告書の番号	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
結果2	253	学校避難所運営協議会の活性化	地域力推進部防災課 ※	2

###### 【目標18 物資備蓄の推進と供給体制を構築する】

監査結果 報告書の番号	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
結果3	276	円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築	産業経済部産業振興課	5
結果4	276	円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築	産業経済部産業振興課	6

※ 平成26年4月1日付け組織改正に伴う改正後の所属表示である。

結果 1	部課名
災害時要援護者名簿への登録推進、個別支援プランの作成	福祉部福祉管理課
監査の結果	措置状況
<p>要綱では、“関係機関”と“関係機関等”とを使い分けている。</p> <p>“関係機関等”とは、“関係機関”に民生委員を含んだ意味になっている。</p> <p>要綱第1条に記載の“各関係機関”、要領第3条第4項記載の“関係機関”は、“関係機関等”に改める必要がある。いずれも民生委員を含む規定である。</p> <p>(要綱第1条)</p> <p>この要綱は、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとのに支援を要する者（以下「要援護者」という。）の安全の確保を図るため、区が作成する災害時要援護者名簿等を各関係機関に提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(要領第3条第4項)</p> <p>区長は、登録希望者のうち、関係機関への登録情報の提供について同意したものと名簿へ登録するものとする。</p>	<p>平成26年4月、監査結果及び災害対策基本法の改正に適正に対応するよう要綱、要領の改正を行いました。</p>

結果2	部課名
学校避難所運営協議会の活性化	地域力推進部防災課 ※
監査の結果	措置状況
<p>運営経費は、全 91 か所の学校避難所運営協議会への支出を対象としている。しかし、一部の運営協議会は実質的に活動をしておらず、活動実績がないため経費の支出がゼロの運営協議会があった。</p> <p>大田区学校避難所運営協議会設置要綱第 5 条に、「協議会は年 1 回以上開催する。」ことが規定されている。</p> <p>平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間で、全く運営協議会会議を開催していない学校避難所が 7 か所存在した。</p> <p>この 7 か所のうち、学校避難所訓練も実施していない学校避難所は 5 か所あった。</p> <p>学校避難所は、震災で家屋が倒壊、焼失して住む家を失った人が一時的に避難生活を送る場所である。学校避難所運営協議会は、制約の多い不便な集団生活を少しでも円滑に共同生活ができるように協議すべき場である。</p> <p>運営協議会会議が長期間開催されないことは、災害発生後の避難所運営に多大な支障が生ずる恐れがあり、避難住民にとって精神面・体力面で大きな負担となる可能性がある。</p> <p>また、過去の震災で以下のような実例がある。</p> <p>－過去の震災での実例－</p>	<p>平成 26 年 6 月に各特別出張所へ活動状況の調査のほか、特別出張所と事業目的や意識共有ができるよう定期的に連絡会を設けています。</p> <p>4 月には、特別出張所職員に対して、事業説明会を実施し、活動（日程調整、会議資料等の作成、訓練企画など）について、共通認識を図りました。さらに、継続的な活動ができるよう、訓練のメニューリスト、「学校防災活動拠点研修・訓練パッケージ」の活用方法も説明しました。</p> <p>また、8 月には、特別出張所職員に対して、イメージトレーニング素材（HUG（避難所運営ゲーム））を使った研修を実施し、特別出張所職員に対しての、防災意識の普及を図ります。ねらいとしては、研修後、特別出張所職員から各避難所運営協議会に対して、HUG を活用したイメージトレーニング等を実施していくことです。</p> <p>今後も定期的に特別出張所と意見交換ができる場を設けて、活動が思わしくない避難所への活動の働きかけ、訓練実施の提案を依頼していきますが、温度差に応じた活動支援もできるよう、イメージトレーニング素材の活用なども周知をしていきます。</p> <p>目標指標として、会議については、年 1 回以上の活動を目標とし、訓練については、数年に 1 回としつつもイメージトレーニングや学校設備の見学、備蓄倉庫の物品確認などを間に行えるよう働きかけをしていきます。</p> <p>当該事業の幅広い地域住民の参画に向けて、学校、PTA、青少年対策地区委員会にも、まずはイメージトレーニングや防災運動会</p>
初期（地震発生から数日間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらかじめ学校から鍵を預けられていた近隣居住者がカギを開けたため、避難所が早期に開設されたという例もある</li> </ul>

	<p>ったが、多くは鍵を預かっていた教職員の到着より前に、大勢の避難住民が詰めかけていた。一部の学校では、地域住民がドアやガラスを壊して校舎内に入り、避難していたケースもあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰がどのように避難所としての使用許可を出すのか不明であったため、避難所の開設が遅れた。</li> </ul>	<p>などから機運を高めていけるよう努めます。</p>
中、長期（地震発生後1週間～）		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生後1週間ほど経つと、避難所運営に関して、自立へ向けた関心が高まり、避難住民による自治会が組織されはじめた学校がある一方で、学校側に依存し自治会が組織されなかつた学校もあった。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療体制や心のケアが十分に整わず、避難者に風邪、不眠、持病悪化などの症状が目立ちはじめ、避難生活の疲れや将来の不安がつのった。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者同士でのいさかい、盜難騒ぎといったトラブルが続発した。</li> </ul>	
<p>（「学校施設の防災機能の向上のために～避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書～」平成19年8月（平成20年7月一部追記）、国立教育政策研究所 文教施設研究センター、より一部抜粋）</p> <p>各避難所での運営ルールを事前に地域住民へ浸透させることで、災害発生直後の初動体制から、避難所運営が長期化した場合の体制に至るまでの様々な場面で、上記実例のような問題への対処が可能となる。</p> <p>区は、これまでも運営協議会活動実績が少ない地域に、活動を呼びかけてきていた。まずは長期開催されていない運営協議会について、その理由</p>		

を個別に調査することが必要であろう。

その結果を、地域の事情・状況を踏まえて、自治会・町会及び学校に対して、運営協議会活動が自分たちの学校避難所生活の円滑化や防災知識の習得に不可欠であることを丁寧に説明することで、地域に危機意識を持たせる必要がある。

区民自身も、自助・公助の取組みとして積極的に運営協議会に参加し、活動を盛り上げるようすすめるべきである。

区は定期的な運営協議会会議開催や避難所開設・運営訓練実施を、地域に配慮しながら、より一層強く働きかけるべきである。

結果3	部課名
円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築	産業経済部産業振興課
監査の結果	措置状況
<p>「災害時における応急炊出用精米の優先供給に関する協定」の第3条（精米の確保）には「乙（東京都米穀小売商業組合 大田支部）は、災害時における甲（大田区）からの要請に備え、平時から別に定める地区単位に精米を確保し、大田支部全体で 105,000kg（60kg 入、1,750 個）の精米を確保しておくものとする。」とある。</p> <p>また、第 10 条（調査）には「甲は、乙の組合員に対して、毎年 9 月と 3 月に、第 3 条に掲げる数量について調査を行うことができる。」同条 2 項「乙は、前項の調査に協力するものとする。」とある。</p> <p>しかしながら、区では第 10 条に基づく保有状況確認調査は行っていない。さらに、平成 25 年度中に開催した打合せにおいて、大田支部からは、「協定に具体的数値を挙げられても、現状の組合の体制では対応不可能である。可能な限りの協力とさせてもらいたい。確認調査についても、協力は甚だ困難である。」との意見が出されている。</p> <p>平成25年度の協定見直しにおいては、区・協定先共に実行可能なものとなるよう改めるべきである。また、協定で定めた調査等については、必ず実行しなければならない。</p>	<p>「災害時における応急炊出用精米の優先供給に関する協定」第 3 条は、締結先の左記組合から、『具体的数値を挙げられても、現状の体制では対応不可能であるため、具体的数値の掲載は避けてもらいたい』とされたため、削除しました。</p> <p>また、第 10 条についても、同組合から、調査の実行は著しく困難であるとされたため、削除しました。</p>

結果4	部課名
円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築	産業経済部産業振興課
監査の結果	措置状況
<p>「震災時の緊急給水に係る貯蔵水の優先提供等に関する協定」の第6条（水質検査）には「乙（東京都公衆浴場業環境衛生同業組合 大田支部）組合員が所有する貯蔵水の水質検査については、甲（大田区）が乙との協議の上、甲の経費負担により、年1回以上実施する。」とある。</p>	<p>「貯蔵水の水質検査」の規定は、平成25年度の協定見直しにおいては、『本件貯蔵水が浴槽用のものである以上、検査は、区保健所等による現状のもので足りると考えられる』ため、協議の結果、削除しました。</p>
<p>しかしながら、区では第6条に基づく水質検査は行っていない。なお、第6条に基づく水質検査とは別に、区保健所が年1回、組合として自主検査を年1回実施している。</p>	
<p>平成25年度の協定見直しにおいては、代替的手続を実施している場合には、その結果を活用できるよう他部署や協定先と調整されたい。</p>	